



全法労協だより

全国法律関連労働組合協議会

東京都千代田区鍛冶町 2-9-1 協和ビル 4 階

法律会計特許一般労組気付(〒101-0044) <http://www.hou-kan.com/>

TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281

2025年7月25日

No. 134

- 目次 -

法律・司法関連業種に働く仲間の要求と実態調査アンケート

～2025 年全国集計結果(811名)～ 1 ページ

法律・司法関連業種に働く仲間の要求と実態調査アンケート ～2025 年全国集計結果(811名)～

全法労協が昨年末から全国の法律・司法関連業種に働く仲間呼びかけて取り組んできた「要求と実態調査アンケート」に 47 都道府県 811名の回答が届きました。心から感謝申し上げます。

全法労協はこのアンケート結果などをもとに、日弁連などの関係業種団体や厚生労働省などに対して、労働条件の改善・向上や業務研修制度の確立・充実を求めて要請・申入れを行います。

【回答者データ】

- ◆組合: 加入 283名(34.9%)、未加入 519名(64.0%)、無回答9名(1.1%)
- ◆親睦会(事務員会): 加入 104名(12.8%)、未加入 675名(83.2%)、無回答32名(3.9%)
- ◆性別: 男 102名(12.8%)、女 681名(83.2%)、無回答 32名(3.9%)
- ◆年齢: 20～25 歳14名(1.7%)、25～30 歳 39名(4.8%)、30～35 歳50名(6.2%)、
35～40 歳114名(14.1%)、40～45 歳 139名(17.1%)、45～50 歳 142名(17.5%)、
50～55 歳 141名(17.4%)、55～60 歳88名(10.9%)、60 歳以上80名(9.9%)、
無回答4(0.5%)
- ◆勤続年数: 1 年未満44名(5.4%)、1 年以上 2 年未満 54名(6.7%)、2 年以上 3 年未満49名(6.0%)、
3 年以上 5 年未満62名(7.6%)、5 年以上 10 年未満 154名(19.0%)、
10 年以上 15 年未満 126名(15.5%)、15 年以上 20 年未満 103名(12.7%)、
20 年以上 25 年未満81(10.0%)、25 年以上124名(15.3%)、無回答 14名(1.7%)
- ◆勤務形態: 正規職員671名(82.7%)、パート 81名(10.0%)、アルバイト20 名(2.5%)、
派遣職員2名(0.2%)、有期雇用職員20名(2.5%)、その他10名(1.2%)、無回答7名(0.9%)

アンケートご協力ありがとうございました。



問 1 収入

(1) 現在の賃金（給料）月額（通勤手当を除く総支給額）

	全 体		組合加入		組合未加入	
5 万円未満	6	0.7%	2	0.7%	4	0.8%
5 万円以上 10 万円未満	43	5.3%	3	1.1%	40	7.7%
10 万円以上 15 万円未満	41	5.1%	8	2.8%	33	6.4%
15 万円以上 20 万円未満	153	18.9%	17	6.0%	132	25.4%
20 万円以上 25 万円未満	230	28.4%	51	18.0%	176	33.9%
25 万円以上 30 万円未満	144	17.8%	59	20.8%	83	16.0%
30 万円以上 35 万円未満	92	11.3%	61	21.6%	31	6.0%
35 万円以上 40 万円未満	53	6.5%	43	15.2%	10	1.9%
40 万円以上 45 万円未満	35	4.3%	30	10.6%	5	1.0%
45 万円以上 50 万円未満	9	1.1%	7	2.5%	2	0.4%
50 万円以上	2	0.2%	1	0.4%	1	0.2%
無回答	3	0.4%	1	0.4%	2	0.4%

(2) 年収（通勤手当を除く総支給額）

	全 体		組合加入		組合未加入	
100 万円未満	36	4.4%	3	1.1%	33	6.4%
100 万円以上 125 万円未満	20	2.5%	3	1.1%	17	3.3%
125 万円以上 150 万円未満	21	2.6%	6	2.1%	15	2.9%
150 万円以上 175 万円未満	11	1.4%	1	0.4%	10	1.9%
175 万円以上 200 万円未満	23	2.8%	5	1.8%	17	3.3%
200 万円以上 225 万円未満	32	3.9%	6	2.1%	26	5.0%
225 万円以上 250 万円未満	44	5.4%	7	2.5%	35	6.7%
250 万円以上 275 万円未満	44	5.4%	6	2.1%	38	7.3%
275 万円以上 300 万円未満	54	6.7%	5	1.8%	48	9.2%
300 万円以上 350 万円未満	122	15.0%	20	7.1%	102	19.7%
350 万円以上 400 万円未満	91	11.2%	26	9.2%	65	12.5%
400 万円以上 450 万円未満	73	9.0%	28	9.9%	43	8.3%
450 万円以上 500 万円未満	57	7.0%	41	14.5%	16	3.1%
500 万円以上 550 万円未満	54	6.7%	32	11.3%	22	4.2%
550 万円以上 600 万円未満	29	3.6%	23	8.1%	6	1.2%
600 万円以上 650 万円未満	27	3.3%	23	8.1%	4	0.8%
650 万円以上 700 万円未満	18	2.2%	15	5.3%	3	0.6%
700 万円以上 800 万円未満	22	2.7%	21	7.4%	1	0.2%
800 万円以上 900 万円未満	9	1.1%	8	2.8%	1	0.2%
900 万円以上 1000 万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1000 万円以上	1	0.1%	0	0.0%	1	0.2%
無回答	23	2.8%	4	1.4%	16	3.1%

(3) 2024年賃金の引き上げ

あった	497	61.3%
なかった	276	34.0%
引下げられた	10	1.2%
交渉中	3	0.4%
わからない	14	1.7%
無回答	11	1.4%

202	71.4%	290	55.9%
69	24.4%	204	39.3%
6	2.1%	4	0.8%
3	1.1%	0	0.0%
1	0.4%	13	2.5%
2	0.7%	8	1.5%

(4) 賃金引上げ額

賃下げ	8	1.2%
1～2,500 円	47	7.0%
2,501～5,000 円	152	22.7%
5,001～7,500 円	53	7.9%
7,501～10,000 円	121	18.0%
10,001～15,000 円	21	3.1%
15,001～20,000 円	15	2.2%
20,001～30,000 円	7	1.0%
30,001 円～	2	0.3%
無回答	25	3.7%

6	2.4%	2	0.5%
23	9.2%	23	5.6%
55	22.1%	96	23.2%
36	14.5%	17	4.1%
48	19.3%	72	17.4%
10	4.0%	11	2.7%
7	2.8%	8	1.9%
5	2.0%	2	0.5%
1	0.4%	1	0.2%
6	2.4%	18	4.3%

(時給)

	全 体	
1～50 円	15	10.7%
51～100 円	9	6.4%
101～200 円	3	2.1%
201 円～	2	1.4%

組合加入		組合未加入	
2	5.9%	13	12.4%
2	5.9%	7	6.7%
0	0.0%	3	2.9%
0	0.0%	2	1.9%

(5) あなたの年収は、前年と比較してどう変化したか

増えた	415	51.2%
減った	120	14.8%
変わらない	234	28.9%
わからない	30	3.7%
無回答	12	1.5%

153	54.1%	256	49.3%
53	18.7%	67	12.9%
68	24.0%	165	31.8%
8	2.8%	22	4.2%
1	0.4%	9	1.7%

問2 (1) 生活実感

非常に苦しい	107	13.2%
苦しい	301	37.1%
まあまあだ	339	41.8%
ややゆとりがある	47	5.8%
ゆとりがある	15	1.8%
無回答	2	0.2%

30	10.6%	74	14.3%
99	35.0%	200	38.5%
129	45.6%	206	39.7%
18	6.4%	29	5.6%
7	2.5%	8	1.5%
0	0.0%	2	0.4%

(2) 現在の毎月の家計収支

毎月赤字になっている	121	14.9%
時々赤字になっている	190	23.4%
赤字になっていないがぎりぎりの生活だ	315	38.8%
まだ余裕がある	154	19.0%
わからない	26	3.2%
無回答	5	0.6%

45	15.9%	73	14.1%
68	24.0%	122	23.5%
96	33.9%	215	41.4%
65	23.0%	88	17.0%
9	3.2%	17	3.3%
0	0.0%	4	0.8%

(3) 生活を改善するためにいくら賃金引上げが必要か(月額)

0円	12	1.5%
1～10,000円	114	14.1%
10,001～20,000円	141	17.4%
20,001～30,000円	166	20.5%
30,001～40,000円	17	2.1%
40,001～50,000円	219	27.0%
50,001～60,000円	7	0.9%
60,001～70,000円	4	0.5%
70,001～80,000円	4	0.5%
80,001～90,000円	0	0.0%
90,001～100,000円	36	4.4%
100,001円～	6	0.7%
無回答	85	10.5%

4	1.4%	8	1.5%
34	12.0%	80	15.4%
50	17.7%	89	17.1%
75	26.5%	90	17.3%
4	1.4%	13	2.5%
74	26.1%	143	27.6%
1	0.4%	6	1.2%
1	0.4%	2	0.4%
2	0.7%	2	0.4%
0	0.0%	0	0.0%
13	4.6%	22	4.2%
3	1.1%	3	0.6%
22	7.8%	61	11.8%

問3 職場環境(法令順守)及び働きやすさ

(1) 一方的な労働条件の変更

	全 体	
はい	43	5.3%
いいえ	662	81.6%
どちらともいえない・その他	103	12.7%
無回答	3	0.4%

組合加入		組合未加入	
14	4.9%	22	4.2%
239	84.5%	336	64.7%
29	10.2%	73	14.1%
1	0.4%	2	0.4%

(2) 年次有給休暇5日以上

はい	671	82.7%
いいえ	60	7.4%
どちらともいえない・その他	72	8.9%
無回答	8	1.0%

255	90.1%	408	78.6%
11	3.9%	48	9.2%
13	4.6%	59	11.4%
4	1.4%	4	0.8%

(3) メンタルヘルス(精神的疾患)に対する不安

はい	204	25.2%
いいえ	413	50.9%
どちらともいえない・その他	192	23.7%
無回答	2	0.2%

69	24.4%	131	25.2%
144	50.9%	267	51.4%
69	24.4%	120	23.1%
1	0.4%	1	0.2%

(4) 職場のコミュニケーション

十分とれている	180	22.2%
ある程度とれている	470	58.0%
あまりとれていない	123	15.2%
全くとれていない	27	3.3%
その他	9	1.1%
無回答	2	0.2%

64	22.6%	116	22.4%
179	63.3%	286	55.1%
35	12.4%	84	16.2%
2	0.7%	25	4.8%
3	1.1%	6	1.2%
0	0.0%	2	0.4%

(5) 実務能力向上(スキルアップ)に向けた職場の理解や支援

十分ある	126	15.5%
ある程度ある	264	32.6%
あまりない	163	20.1%
全くない	123	15.2%
わからない	117	14.4%
その他	11	1.4%
無回答	7	0.9%

63	22.3%	63	12.1%
125	44.2%	135	26.0%
45	15.9%	114	22.0%
13	4.6%	109	21.0%
34	12.0%	83	16.0%
3	1.1%	8	1.5%
0	0.0%	7	1.3%

(6) 社会保険(厚生年金保険・社会保険)の加入状況

	全 体	
すでに加入している	614	75.7%
(5名未満なので)加入できない	91	11.2%
強制適用化によって加入した	3	0.4%
強制適用事業所にもかかわらず加入できない	4	0.5%
わからない	74	9.1%
その他	15	1.8%
無回答	10	1.2%

組合加入		組合未加入	
241	85.2%	369	71.1%
12	4.2%	78	15.0%
0	0.0%	3	0.6%
1	0.4%	3	0.6%
19	6.7%	51	9.8%
5	1.8%	10	1.9%
5	1.8%	5	1.0%

問4 職場のハラスメント(セクハラ・パワハラ)とその対策

(1) ハラスメントの有無

ない	463	57.1%
セクハラ	55	6.8%
パワハラ	185	22.8%
マタハラ	7	0.9%
わからない・その他	165	20.3%

143	50.5%	316	60.9%
23	8.1%	32	6.2%
74	26.1%	110	21.2%
2	0.7%	5	1.0%
62	21.9%	101	19.5%

(2) 対策や協議の有無

はい	136	16.8%
いいえ	439	54.1%
わからない	170	21.0%
どちらともいえない・その他	53	6.5%
無回答	13	1.6%

94	33.2%	41	7.9%
126	44.5%	308	59.3%
43	15.2%	124	23.9%
17	6.0%	36	6.9%
3	1.1%	10	1.9%

(3) 具体的な措置

ハラスメント対策の明文化	84	10.4%
相談窓口の設置	91	11.2%
研修実施	46	5.7%
わからない	22	2.7%
その他	9	1.1%

64	22.6%	19	3.7%
68	24.0%	23	4.4%
35	12.4%	11	2.1%
2	0.7%	19	3.7%
4	1.4%	5	1.0%

問 1 9 職場の労条件・職場環境

(1) 改善したいもの(重複回答)

	全 体	
賃金の引き上げ	637	78.5%
一時金(賞与)の支給	231	28.5%
手当の拡充	171	21.1%
人員の増加	139	17.1%
有給休暇の完全取得・増加	134	16.5%
リフレッシュ休暇の実施	119	14.7%
退職金制度の確立	117	14.4%
昼休み休憩の完全取得	101	12.5%
定年後の雇用確保と労働条件の拡充	77	9.5%
定年の延長	76	9.4%
勤務時間の短縮	72	8.9%
ハラスメントの防止	65	8.0%
完全週休2日制の実施	55	6.8%
(退職等による)欠員の補充	51	6.3%
社会保険(健康保険・厚生年金)への加入	44	5.4%
有給による(育児・介護・看護)休暇制度の確立	41	5.1%
残業を減らす	40	4.9%
メンタルヘルス・ケア	38	4.7%
就業規則の整備・拡充	33	4.1%
残業代の支払い	29	3.6%
定期健康診断の実施	24	3.0%
介護休暇制度の確立	20	2.5%
退職勧奨などの雇用不安	20	2.5%
生理休暇の確立	17	2.1%
業務研修制度の確立	17	2.1%
正規職員で働きたい	16	2.0%
感染症対策・拡充	15	1.8%
正規職員との賃金・労働条件格差の是正	14	1.7%
育児休業制度の確立	13	1.6%
看護休暇制度の確立	7	0.9%

組合加入		組合未加入	
220	77.7%	410	79.0%
114	40.3%	115	22.2%
48	17.0%	118	22.7%
78	27.6%	60	11.6%
42	14.8%	90	17.3%
35	12.4%	82	15.8%
23	8.1%	92	17.7%
11	3.9%	90	17.3%
44	15.5%	33	6.4%
45	15.9%	31	6.0%
30	10.6%	42	8.1%
17	6.0%	47	9.1%
48	17.0%	7	1.3%
33	11.7%	18	3.5%
4	1.4%	40	7.7%
25	8.8%	16	3.1%
21	7.4%	19	3.7%
6	2.1%	31	6.0%
8	2.8%	25	4.8%
9	3.2%	20	3.9%
2	0.7%	21	4.0%
8	2.8%	12	2.3%
11	3.9%	9	1.7%
5	1.8%	11	2.1%
6	2.1%	11	2.1%
2	0.7%	14	2.7%
2	0.7%	13	2.5%
7	2.5%	6	1.2%
3	1.1%	10	1.9%
3	1.1%	4	0.8%

男女差別をなくす	7	0.9%	2	0.7%	5	1.0%
労働保険への加入	6	0.7%	1	0.4%	5	1.0%
産前・産後休暇制度の確立	6	0.7%	1	0.4%	5	1.0%
その他	24	3.0%	6	2.1%	18	3.5%

●○アンケートに寄せられた意見・要望など○●

《法律事務所》

明らかに弁護士の私用と思われる事(家族の税金の支払い、自分の住民票の取得、家族への贈り物の買い物等)を業務内で頼まれるのは、おかしいと思うが、なかなか断る事ができない。

各所でハラスメント対策等がとられているものの、実際に相談をした場合それが当事者(ハラスメントをした者)にばれた場合、不利益を被ることしか考えられない(改善はされない)ため、事実上無意味である。土業などについては、事務所の「ボスが偉い」という考えに至っているためハラスメント対策をしても(ボスの意向により)実際の対策が取られることは無い。事実、前職の司法書士事務所ではボス 1 人(男性 50 代)と事務員(女性 30 代)で働いていた時、ボスから交際を申し込まれ断ると「惑わされた。辞めてほしい」と退職させられた。

事務員 1 名の事務所のため、有給が非常に取りづらいです。昨年は 2 日しか取っていません。体調が悪くなくても熱がない限りは出勤しています。休んだ分だけ仕事が溜まり、休暇を取った次の日は職場の机に仕事が溜まっている状態です。そのような状況が 10 年続き、ストレスが溜まり続けて、昨年ついにストレスが主な原因による病気になりました。手術が必要(入院期間は 1 週間程度)と医師に言われたため、上司の弁護士に相談しましたが、なかなか良い顔をされずまだ手術を受けられていない状況で、半ば諦めています。また、仕事量の割に給料が低くモチベーションも上がりません。年 5000 円ずつ上がってはいますが、税金も高くなっているため、手取りは入所した時からほとんど上がっていません。身体も壊れかけ、精神的にも他に相談できる人がいないためストレスが溜まる一方で、将来の不安ばかり考えてしまいます。

外勤があるので労災だけでも加入してほしい。ケガや事故で病院にかかっても自前で払うことは大変である。

物価高で、生活費が多く支出しているので、とにかく賃金を引き上げ(国としての賃金底上げを)してほしい。老後が心配でたまらない。モチベーションを保つのが大変。インフレ手当としての賃上げはあった。

以前の集計結果で、自分だけ社会保険に加入されていて、事務員が国保という方がいたのですが、自分が書いたのかと思うほど、同じ状況でした。給与は少ないながらも、働きやすい職場で、細く長くと思い、頑張っていますが、年に何度も旅行に行く弁護士を見てみると、虚しい気持ちになります。やはり、転職かなとも思ってしまいます。

とにかく人としてのモラルが欠如していると思います。マナー講習や研修などで指導はできないのでしょうか？裁判所や保険会社、顧客などから頻繁に「〇日までの期限としていた書類の提出がされていない」「折り返しの電話がない」「〇字の約束なのに先生が来ない」といった電話などがひっきりなしに来る。とにかく時間や期限を守らない。モラルがない。

事務所内においても、会話は全て共有ツール上で行われ、会話ができないのか？というほど話をしない。不明点があっても質問をしても、「本を見て調べろ」「ネットで検索して調べろ」といった返答ばかり、教えてくれない(しかも返答しながらスマホゲームをしている)。

振込日に振り込まれていないことが多々ある。入っていないと注意すると「忙しい」などと理由をつける。しれっと数日後に振り込まれていたこともある。

「子供が生まれるのでこれからお金がかかるから賞与は払わない」「〇〇さんは子供がいなくてお金がかからないだろうし」と言われた。妊活中であり「子供がいなくて～」という発言に非常に腹が立ったし、そもそもそのような理由で従業員の賞与カットなんておかしいと思う。家族に話したら当然怒っており、そんな雇用主に雇われなくてよいから辞めろと言われ、それを話したら渋々支払われたが、支給日を過ぎていたので、ボーナス払いにしていた引落が不能となり延滞金が発生した。

事前に伝えているのに有給や早退を把握しておらず、連絡が来る。

弁護士が違法なことをしているが、どこに相談していいかわからない。

職場の問題をハラスメント窓口相談したことがあるが、匿名では何もできないとのこと。

ハラスメント講習を全弁護士必須にしてもらいたい。ながら受講にならないような対策も。ハラスメントの事件を受任していながらも、自分は大丈夫と思っているのが不思議でならない。あと、裁判所書記官の対応の差にも思うところがある。なぜ馬鹿にされた態度をとられないといけないのか疑問。全員が全員、手続きのプロではないのを知ってほしい。 弁護士会は、所属弁護士に対し、事務員を雇用するにあたっての「使用者」としての研修を充実させてもらいたい(ハラスメントの面や賃金支払に関して)
指示する際、体をくっつけてくる。手をさわられる。
弁護士の収入が増えないと事務員の収入を増やすことも難しいと考えます。弁護士報酬は自由に定めることが出来るとはいえ、特に地方では依頼者への説明として旧日弁連基準を参考にすることも多いように思います。そのため、参考値としての旧日弁連基準も現在の水準に引き上げたものをご用意いただくと良いのではないのでしょうか。 また、ハラスメント関係では、ハラスメントがあったとしても人数が少ない事務所ですぐに当事者が分かりますし、配置転換などもできないため、配慮が難しく、言ったらやめるしかない所もあり、申し出し辛い環境かと思います。 そもそも、数人の事務所は組織化されていませんので、弁護士と事務員では立場の上下関係が明らかであり(事務員が牛耳っている場合もあるかもしれませんが)、事務所内では弁護士に相談することはままならず、弁護士会の窓口があると言っても、先と同様に当事者がすぐに分かりますし、常にパワハラには晒されている環境なのかもしれないと、一般企業に勤務していた者としては感じています。
年配の男性弁護士から「やっぱり女性は丁寧」「女性脳はマルチタスクに向いている」などの発言があり、誉めているのですが、「女性だから」ではなく個々の能力や成果として評価してもらいたいと感じます。本人にその旨を話しても「個人の感想だから」と一蹴されました。これをセクハラとまでは言いませんが、より良い職場環境のためにジェンダーについて学ぶ機会があると嬉しいです。
法律相談の内容が性的相談だった際に、相談終了後に、性的内容を事務員に止めどなく一方的に話し、デリカシーがなく、まるでセカンドレイプのようでした。依頼を受けたわけではないので事務員に話す必要はないし、セクハラだと思いました。他の相談は、詳細を話してはきません。 弁護士 1 人、事務員 1 人なので、逃げようがありません。人目がないことを利用して、大小色々なモラハラを受けており、常態化しています。 弁護士は自身が発達障害【診断はされていない】と言って憚りません。発達障害を理由に、責任転嫁や言い逃れをします。事務員に仕事を投げてなるべく楽をしようとします。 お客様の面前で、事務員をなじるような、バカにした物言いをします。とても悲しくなりました。このようなことが、幾度となくあります。また、法テラス利用の依頼者には、赤字けどやりますわ、と必ず言っています。 一般人としてのモラル、常識がないまま、弁護士になっているのか、欠けているものが多い。ハラスメント皆無な快適な職場作りを業界全体で変革をもたらしてほしい。事務員の働きがなければ仕事が完了できないことにもっと感謝してほしいし、事務員に対して真っ当な評価【給与、賞与、退職金】を与えてほしい。事務員への評価アップ、クリーンな職場環境を長年望んでいます。事務局の地位向上、快適な職場環境を本気で向き合って作ろうとしないならば、弁護士業界は頭打ち、向上しないと思います。
このアンケートについて SNS 上で弁護士アカウントが「まともな事務員ならあんなアンケートに回答しない」と発言したり、「事務員に求めるのは早く出勤してトイレ掃除すること」などと公開で話してるのを見た。冗談半分でも全公開の SNS で事務員を侮蔑するようなことを書くのはどうかと思う。
手取り 14 万円では生活が厳しいです。昇給や退職金制度がほしいです。
事務所の経営が芳しくないからと、給与も上がらず、賞与は年間通じでゼロ。仕事量は増えているのに、毎日辞めたいと思いながら、働いている。
10 年近く働いても手取り 20 万強ではこの物価高の中生活できない。給与上限も決められておりこれ以上の昇給もほぼ見込めない。将来の貯金はおろか貯金を切り崩している状態で非常に不安がある。昨年よりやっと職場が社会保険に加入したが今時入っていないところの方が少ないのに、社保の分事務所負担も増えたと言上げにはなかなか応じてもらえない。何かにつけて財源がないと言うが収入を増やすことについては消極的で、結果事務員が困窮していても危機感を持ってもらえない。何度か伝えているがお金の話になると高圧的になり話し合いができない。
15 年近く昇給ありません。残業代も一度も出してもらえたことはありません。昼休憩もありません。外に出られません。(食事を買に行けない)アンケートの皆さんの意見を讀んで、このくらい当たり前なのかとほっとしました。でも当たり前ではいけないのだと強く思います。 雇用主の意識をかえる対策は何かできないのでしょうか？
法律事務所事務員。10 年目です。月給 25 万円。年金等社会保険一切なく、残業代も出ず、住民税所得税引かれ 22 万 5000 円。退職金も無く、今食べて行けたとしても将来どうなるのか日々不安で仕方ない。女に払う賃金はそのくらいでいいと思っているので賃上げする気はない。就業規則がなく健康診断、昼休み、有給、何も無い。今のボス弁の代での改善はもう無理だと諦めているので、早く引退し

てボス弁が代わってほしい。もしくはこのようなアンケートを日弁連から弁護士に強制的に回答させ、改善を求めてほしい。

タイムカードをつけているのに残業代が反映されていない。給料が手取りで 13 万ほどしかなく、アルバイト 3 つかけもちしているのに、夕方残業できないため、朝早くきて残業しているのに反映されない。祝日出勤しても反映されていない。何度もやめようと思った。弁護士も事務員への差別、ひいきがひどく、前任の形もそれでやめられた。弁護士なのに？人権問題扱ってるのに？と思うことが多々ある。

雇用主が夫婦で弁護士。子どもが小さいため病気のときや幼稚園・保育員が休みのとき朝と夕方、職場に連れてくる。インフルエンザやコロナのときも連れてきた。子どもの使う部屋も掃除させられる。お菓子くずや鉛筆、消しゴムかすくず等も掃除させられて週 2 日の掃除機かけの前日はぐっすり眠れない。しょっちゅう子どもの用事や買い物、散髪等で事務所にいなくなる。公私混同しないでほしい。

指を舐めてツバをつけて書類を捲るのをやめて欲しい。

体調が悪くても休みづらい。有給休暇が実質5日まで(それも好きな時にとれない)、それ以上休みたい時は2か月前に言えと言われ、恐る恐るお願いしても、とにかく気持ちよく取らせてもらえない。熱があって吐き気でフラフラだった時も、来客のある日は休みたい旨が言いづらく出勤せざるを得ない時もあり、その時もなかなか帰らせてもらえなかった(内1回はコロナだった。来客者に感染させることもあったかもしれないのに、それよりお茶出し優先、電話対応優先は意味が分からない)。病院に行ってから出勤など実質的に不可能な状況。どうにかならないかと思う。このままでは心身ともに壊れてしまうと本気で思う。

私は令和2年分から、雇用主(当弁護士(以下「弁護士」という。))による年末調整をしていただいています。弁護士として労務事務の知識はなかったかもしれませんが、知る努力もせず、何年も雇用主の義務を果たさなくても、咎める人は誰もいません。(税務署に告発すれば罰則がありますが。)弁護士は元々、正社員は必要ないという考えを持っておられ、前任から雇用を押し付けられたような形でしたので、納得できず、雇用の認識は薄いのかかもしれません。(そうだとすると度はすぎています。)給料の遅延は当たり前。昇給、賞与の考えはありません。人権を守る、と声を上げる弁護士が運営する法律事務所は、本来、その最先端をいくはずですが、社会の死角になっている法律事務所がここにあることをここに証明します。第三者の目がないということは、法を扱う場所でさえ、こういうこと(年末調整放置)も起こり得ること、世相を読まない待遇をしていても通用してしまうのです。年末調整放置は5年、昇給、賞与無しは9年になります。社会の死角になってしまう個人事務所に目を向けていただけるよう、そして、最低限の雇用体制を整えてもらえるよう、個人事務所に対する第三者の監査機関を設けていただくことを切に要望します。

長期休暇があると手取りは10万円程です。それなりにプレッシャーのかかる仕事なのに生保以下かと悲しくなります。

専門知識を持って働く事務職員の賃金が、「現在の最低賃金は〇〇円です、それ以下で働かせてはいけません」とチラシが貼られる程度の人間なのではないでしょうか。弁護士会全体の意識として、事務職員は最低賃金程度の労働力という認識なのではないでしょうか。

事務職員全体の平均賃金は、労働者全体の平均賃金より大幅に低いと感じています。ベテランの事務職員の給与も、昨今の新卒初任給より低い人も多いのではないのでしょうか。

私自身、自分より多い給料を受け取っている人間の自己破産(同時廃止)も数多く扱ってきました。虚しさを覚えています。

今の事務所では風通しが良くハラスメント等を感じませんが、以前いた事務所では人として横暴と感じる要求(朝令暮改など)や、自尊心が傷つけられる発言が当たり前がありました。9年以上、今も精神科をはじめとした複数の医師にかかっています。

周囲の人には胸を張って法律事務職員ですと言えませんが、新たな就職先としても、当然お薦めしないと言っています。

私たち労働者が、自分の仕事に誇りを持って薦められるような環境になることを祈っています。

業界全体の賃金が低いため、私は低いと感じているものの雇主は高い(十分に払っている)と思っている。しかしこの業界で20年以上のキャリアがあり、幅広い業務をこなしているのに、週に半日しか来ない雇用主の妻より給与が低いため、気持ち的に頑張れない。この事務所だけでも12年になるが、手取り17万円。物価高、育ち盛りの子もおり生活できない。業界全体として最低手取り20万円以上になるようにしてほしい。

個人事務所なので、人数が少ないです。そのため妊娠してもギリギリまで働き、出産後4か月で復帰しました。にもかかわらず時給制にされ、給料を上げるところか減らされました。0歳の子供を保育園に預けながら時短で働くしかない状況です。当然子供の病気で休みも増え、それでも出社してほしいと言われることがありました。実家は他県で遠方なので助けを得ることができず、夫と助け合って何とか生活しています。入社時に「大きな案件が終わった時、報酬が大きければ、少し給料に加味する」と言ってくれたのに一度もありません。物価高で本当に生活が苦しいです。

一人事務です。昨年は、有給を取れませんでした。というのは、これまで有給申請をすると、「時季変更権」を言い出され、却下ばかり。理由は「その日は裁判が1件あるから、その間の電話番号がないのでダメ」と。普段、留守電も併用しているので、支障はないのではと言っても、「留守電はダメ。人が出ないとダメ」と。体調不良で、明日病院に行きたいと申出たときも「明日は来客があるから、来週ならOK」と。病院でさえ、この調子なので、有給申請をすること自体、無駄だとあきらめました。弁論のプロである弁護士相手に言葉で太刀打ちなどできません。「滅私奉公」の時代ではないと大声で言いたいたいです、言えないので、この場にて。

相談者に対して報酬の値引きをするくらいなら私の給料を上げてほしい。
ちなみに車を購入する時、年収が少なすぎてローンを組む時大変でした。「よいところへお務めだからもっともらっているでしょう」と言われすごく恥ずかしかった。

ITの普及が進んでも、ITを導入しきれない弁護士も多くいますし、仕事の内容から考えて当面は法律事務員という業種は存続すると思います。しかし、若い世代が就職したいと思える業界か、若い人に就職をすすめるかと聞かれれば、決してそうではないと思います。業界や各事務所が閉鎖的で、第三者の目が入らないために、労働条件の明示もなされず、労基法が守られない、最賃以下で働かせる、なんていう職場が、法律家が経営する職場で存続し続けているのです。弁護士自治だとか、各弁護士と事務員の個別の契約なのだからと言い続ける限り、悪い労働環境はこれからも何十年も続き、誰も働きたくない、見向きもされなくなる業種、職種になっていくのだと思います。もっと、この業界の恥ずかしい部分が世間の目にさらされて、改善へのスピードが速まることを期待しています。

銀行などでマイナンバーを出すのが手間。事務員証だけで通用してほしい。

弁護士が時間を守らない。人を待たせているという意識がない。弁護士が事務所の営業時間内に私用を入れすぎて、遅刻、早退が多すぎる。早々に帰った後に依頼者から電話がかかってくる度に申し訳ない気持ちになる。毎年このアンケート結果を弁護士に見せてほしい。

毎年回答しています。弁護士はこのアンケートの存在を知りません。弁護士会に通知するのではなく、弁護士が必ず目を通すような研修等で知らせてください。弁1事1の事務所では退職の覚悟がなければ弁護士に話すことなどできません。弁1事1の事務所においてハラスメントの防止の手立てはありません。全く評価もされず、働く意欲が持てずにいます。

このアンケート結果は、弁護士が見るべきだと弁護士が言っていました。
事務局宛に届くとあえて渡すのも難しいと思うので(うちは見せましたが)、弁護士会の総会資料にも入れておいてはいかがでしょうか。

○職務上請求について

定額小為替の手数料が高く、有効期限も短く、事務面でも、依頼者の費用面でも、非常に負担です。みなさん同じように負担に感じていると思いますので、ペイジーなどの方法での対応を要望していただきたいです。

○日弁連及び弁護士会発行の身分証について

銀行を始め、多くの窓口で、弁護士会の身分証や裁判所の選任書以外に、弁護士及び事務員の個人の免許証などの提示を求められ、身分証としての役割を果たしていません。公的な身分証と同等の扱いにしたいです。

身分証明書の提示を求められた際、事務員職員証ではなく運転免許証が必要となる。自宅住所を記載しているので、提示したくない。

#はじめに、このアンケートに毎年答えているが、肝心の弁護士に全く届いてないと感じる。どうやら伝わるべき人たち(弁護士)に伝わるか真剣に考えてほしい#

■とにかく法律事務所業界の賃金が低く、話にならない。

いまだに庶務・雑務ばかりやらせて、事務員のスキルアップをまったく考えていない事務所が多く、それが低賃金につながっている。法律事務所の求人を見ていると、「雑務をやらせるために低賃金で事務員を雇いたい」という思いが透けて見える。事務員仲間からもそのような話を多く聞く。そのくせ企業法務についての求人では「事業会社で法務経験のある人」、不動産業務についての求人では「不動産会社で不動産業務に従事した人」などと必須条件に記載されており、他業界から人材を入れようとしている。自分の事務所にいる事務員を、それらの業務に従事できるように育成すればいいし、助成をして資格をとってもらえばいいではないか。こんな有様では、法律事務所の事務員はいつまでたってもスキルアップできない。腹が立ってくる。今、月額25万円の給与でも、社会保険料・税金を控除すると手取りは18万円程度になってしまう。根本的に賃金を引き上げる意識を全ての法律事務所に持ってもらいたい。

長く働いてきて昇給は微々たる額なのに、新しく求人を出す際にはもう少し初任給を上げるなどと言っていて、それならこちらの給与も上げると言いたい。

■給与や賞与の支払が遅れることが多くて不安になる。弁護士はうっかりだと言い張るが、従業員の給与支払がうっかり遅れるような経営者は、経営者失格だと思う。

■衛生レベルが最悪。何も対策せずにコロナ渦で右往左往したにもかかわらず、それ以降も全く対策がられていない。

■法律事務所

弁護士に経営者としての研修を義務づけたり、定期的に労働環境をチェックしたり、弁護士会は事務員のためにもう少し何かしてくれてもいいと思う。

弁護士会：弁護士会発行の法律事務員身分証の手数料を取り過ぎ。住民票は原本照合をしたら返還するべき。身分証の効力をもう少し持たせてほしい（銀行や役所でなんの役にも立たないことが多い）。裁判所：いい加減IT化を進めてほしいと思う。みはいいいかげんやめてほしい。各市町村：戸籍謄本や住民票の取り寄せでいちいち定額小為替で手数料を支払う仕組みはいいいかげんやめてほしい。

業務上の手続きで本人確認が必要な場合、弁護士会等発行の身分証（事務所の住所記載）も本人確認資料として認めてほしい。個人の免許証やマイナンバーの提示をしなくてすむようにしてほしい。

給与計算が度々間違っている。残業代がきちんとついていなかったり健康保険料・住民税等定額の控除金額が月毎で違っていたり電車の遅延や台風のために帰宅したのを「早退」として給料より引かれていたり（控除されないと言質あるのに）。それを指摘しても直してくれない。昨年の定額減税も3万円に足りなかった。給与明細をいつももらえず、何度も言って数ヶ月に一度もらえるのだが、昨年は後半の半年給与明細書もらえず、半年分をもらったのが今年の2月だったため定額減税3万円に満たないことも諸々計算間違っていることも年末調整済んだ後でどうしようもなく精算してもらえなかった。源泉徴収票は3月に漸くもらえたが、年末調整に記載の給与と実際の給与には隔たりがある。

お給料も、昨年、何度も何度も言って入所して初めて上げてもらえたが、今年はまだ言っていないせいか上がらない。仕事量も増えているし物価も上がっている。毎年昇給してほしい。

給料明細書貰えないことも、給与計算間違っているても精算してもらえないことも、昇給してもらえないことも、従業員としてはかなり厳しい状況だし、信頼関係がなくなるということを理解してほしい。

また、事務所内にトイレがあるが、弁護士がかなり汚す。清掃も従業員がしているがかなり苦痛。お客様も使うし、綺麗に使ってほしい。手も洗っていないので、その手で記録やら触っていると嫌。

《会計(税理士)事務所》

基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする、弁護士は自身の事務所でその建前を無視する運営を行なっているならば、その弁護士は弁護士法で与えられている権利を放棄させましょう。これは民主主義を外に向かって訴える人々に対しても同様です。

税理士法の改訂。税理士1人でも税理士法人可能として欲しい。

《司法書士事務所》

もし可能ならですが、司法書士事務所勤務でも日本弁護士連合会の事務職員能力認定試験を学んで受験できるようになったら嬉しいです。司法書士を目指していると表明していない事務員（女性事務員）を軽視しているようで、時代錯誤した女性事務員への対応が見受けられるので専門性を身につける機会が欲しいです。よろしくご検討くださいますようお願い申し上げます。

労働環境改善等に関し、積極的に介入してほしい

私の倍は朝 9:00～夕方 4:30 までの勤務にもかかわらず、正社員として働かせてもらっているの、とても恵まれていると思います。その一方、職場のがまんできない問題としては、一般的に言われ出した老害です。平成の頭をきりかえられないまま令和になったおじさんが、1人ごちゃごちゃ、がちゃがちゃ音ハラがすさまじく、家で奥さんとうまくいってないんだなと思いつつやりすごしています。

就職する際に見た「求人票」の内容と異なっている。（パート）（時給があまり上がらない。ボーナスの率より支給量が低い。有給がない。）最低賃金の変動による増加分を同じように増加すべきでは？（時給）愛知県では、R6 年 1077 円 R5 年 1027 円(50 円 up)R4 年 986 円(41 円 up)R3 年 955 円(31 円 up) 個人事務所のためか、事業主の生活用品や食品を経費で落とす。もっと事務員にも還元してほしい。

・2 年以上もまともに出勤していない事務員をいつまでも正規として雇用している。司法書士の都合で呼び出し数時間働いていくらかの給料を支払っている。毎日、勤務している私たちはたいして昇給もしないし、しわよせで仕事は増えているのに、その人を雇用している事の説明が一つもない。ボーナスまでわたしている。

《執行官室》

給与が低いと思う。法律事務での一般的な給与額までは分かりませんが。（納得出来る金額であれば定年まで勤めたい気持ちはあるけど）今後話し合いで賃金引き上げが叶わなければやむを得ず転職を考えている。

上司の前時代的な価値観が狭い部署の中で上部組織(裁判所)からの満足な研修もなく日々暴言のような叱責に耐えています。然るべき機関に相談しても所詮、中小零細企業の一事務員の声でしかなく途方にくれる毎日です。このようなアンケートを頂くことはありがたいですが、抜本的な解決になかなかつながらないことが歯がゆいと思います。